

## アルコール健康障害対策推進基本計画の構成について

□部分：国會議で既に主な議題となった箇所（R2.9.3 現在）

第2期基本計画（案）	第1期基本計画
<p>はじめに</p> <p>○我が国における状況</p> <p>○WHOの動向</p> <p>○アルコール健康障害対策基本法</p> <p>I アルコール健康障害対策推進基本計画について</p> <p>1. アルコール健康障害対策推進基本計画の位置付け</p> <p>2. アルコール健康障害対策推進基本計画の対象期間</p> <p>3. アルコール健康障害対策推進基本計画の構成について</p>	<p>はじめに</p> <p>○我が国における状況</p> <p>○WHOの動向</p> <p>○アルコール健康障害対策基本法</p> <p>I アルコール健康障害対策推進基本計画について</p> <p>1. アルコール健康障害対策推進基本計画の位置付け</p> <p>2. アルコール健康障害対策推進基本計画の対象期間・</p> <p>3. アルコール健康障害対策推進基本計画の構成について</p>
<p>II 基本的な考え方</p> <p>1. 基本理念</p> <p>2. 基本的な方向性</p> <p>③ 第1期計画の評価と第2期計画に向けた課題</p>	<p>II 基本的な考え方</p> <p>1. 基本理念</p> <p>2. 基本的な方向性</p>
<p>III アルコール健康障害対策推進基本計画で取り組むべき重点課題</p> <p>〔 第1期の重点課題・基本的施策の評価 を踏まえて検討 〕</p>	<p>III アルコール健康障害対策推進基本計画で取り組むべき重点課題</p> <p>1. 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防</p> <p>2. アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備</p>
<p>IV 基本的施策</p> <p>1. 教育の振興等</p> <p>2. 不適切な飲酒の誘引の防止</p> <p>③ 健康診断及び保健指導</p> <p>④ アルコール健康障害に係る医療の充実等</p> <p>5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等</p> <p>⑥ 相談支援等</p> <p>⑦ 社会復帰の支援</p> <p>⑧ 民間団体の活動に対する支援</p> <p>9. 人材の確保等</p> <p>10. 調査研究の推進等</p>	<p>IV 基本的施策</p> <p>1. 教育の振興等</p> <p>2. 不適切な飲酒の誘引の防止</p> <p>3. 健康診断及び保健指導</p> <p>4. アルコール健康障害に係る医療の充実等</p> <p>5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等</p> <p>6. 相談支援等</p> <p>7. 社会復帰の支援</p> <p>8. 民間団体の活動に対する支援</p> <p>9. 人材の確保等</p> <p>10. 調査研究の推進等</p>
<p>V 推進体制等</p> <p>1. 関連施策との有機的な連携について</p> <p>2. 都道府県における都道府県アルコール健康障害対策推進計画の策定等について</p> <p>3. アルコール健康障害対策推進基本計画の見直しについて (平成29年4月1日事務移管)</p> <p>4. 次期アルコール健康障害対策推進基本計画の数値目標に向けた取組について</p>	<p>V 推進体制等</p> <p>1. 関連施策との有機的な連携について</p> <p>2. 都道府県における都道府県アルコール健康障害対策推進計画の策定等について</p> <p>3. アルコール健康障害対策推進基本計画の見直しについて</p> <p>4. 厚生労働省への円滑な事務移管について</p> <p>5. 次期アルコール健康障害対策推進基本計画の数値目標に向けた取組について</p>

## 第2期基本計画（第1期基本計画の目標の評価、第2期基本計画の課題） (案)

(※前回の重点評価、基本的施策評価を踏まえて策定)

### ○第1期計画の評価

アルコール健康障害対策基本法に基づき、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成28年5月にアルコール健康障害対策推進基本計画が策定され、関係府省庁、関係団体、事業者等において、基本計画を踏まえたアルコール健康障害に対する取組が展開された。また、基本計画に基づき、令和2年度末までに47都道府県全てにおいてアルコール健康障害対策推進計画が策定され、各都道府県においても地域の実情に即したアルコール健康障害対策が講じられた。

アルコール健康障害の予防に係る重点課題に関しては、20歳未満の者や妊産婦の飲酒リスクに関する普及啓発や不適切な誘引防止などの取組により、20歳未満の者及び妊娠中の飲酒の割合の低下、男性の飲酒（生活習慣病のリスクを高める量の飲酒）の割合の低下が図られた。

支援体制の整備に係る重点課題に関しては、依存症対策総合支援事業の実施、依存症対策全国センターによる情報発信や研修の実施、医療従事者や相談従事者に対する研修の実施などの取組により、全都道府県に少なくとも1か所以上のアルコール健康障害に係る相談拠点の整備、依存症専門医療機関の整備が図られた。

第1期計画及び都道府県アルコール健康障害対策計画に基づき、多様な主体による積極的な普及啓発や医療・相談支援体制の整備をはじめとする、アルコール健康障害に関する取組が総合的に講じられた。その結果、普及啓発、教育の振興、不適切な飲酒の誘引防止、20歳未満の者等の飲酒割合の低下、地域における医療、相談体制の整備、自助グループの支援に関して、アルコール健康障害対策の全国的な底上げ、基礎的な土台作りがなされたものと評価できる。

### ○第2期計画に向けた課題

一方、第1期計画を振り返ると、重点課題の目標が達成できなかった課題、対

策が必ずしも十分ではなかった課題なども残されている。

アルコール健康障害の予防に係る重点課題に関しては、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合について、男性では低下傾向にあったものの、男性、女性とも数値目標を達成することができなかった。特に、女性に関しては、増加傾向に転じており、今後、女性の飲酒問題に関しては総合的な取組が求められる。また、20歳未満の者及び妊娠中の飲酒をなくすという目標についても達成できておらず、引き続き対策が必要である。

支援体制の整備に係る重点課題に関しては、全ての都道府県での相談拠点、専門医療機関の設置は達成されたものの、相談、医療へのアクセスが不十分であるとの指摘も依然として多く、身近な地域で相談等ができる体制整備が求められる。

また、高齢化や女性の社会進出などの社会変化、人々の意識・嗜好の変化、アルコール商品の多様化などに伴う新たな課題に対応することも重要である。このため、第2期においては、特に以下に関する取組を強化するべきである。

- ・女性、高齢者、家族に着目したアルコール健康障害に関する取組
- ・飲酒量についての正しい知識の分かりやすい啓発
- ・早期発見、早期対応のための関係機関の連携促進に関する取組
- ・職域におけるアルコール健康障害に関する取組
- ・高濃度アルコール飲料への取組
- ・自助グループの活性化に関する取組

第2期計画においては、第1期計画の取組のさらなる推進を図るとともに、新たな課題等に適切に対応することが求められる。また、国民一人ひとりがアルコール健康障害及びこれに関連して生ずる問題について「我がこと」と身近な問題と意識できるような普及啓発、対策の推進を図ることが重要である。

アルコール健康障害対策推進基本計画の改正（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p><b>3. 健康診断及び保健指導</b></p> <p>(現状等)</p> <p>アルコール健康障害を予防するためには早期介入が重要であり、また、国内におけるブリーフインターベンションに関する知見も蓄積しつつある。</p> <p>早期介入のため、様々な機関においてブリーフインターベンションの普及、実施を推進する必要がある。</p> <p>地域におけるアルコール健康障害予防については、保健所を中心とした先進的な取組が図られている自治体が見られるものの、全国的には取組が十分に進んでいない。</p> <p>また、労働者から相談があった場合等に適切な機関に繋ぐことができるよう、産業保健スタッフ等に対して、アルコール健康障害に関する啓発を進めていくことが重要である。</p> <p>(目標)</p> <p>地域及び職域におけるアルコール健康障害予防のための体制の整備、専門医療機関等との連携の強化を目標として、以下の施策を講じる。</p> <p>(1) 地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進</p> <p>○アルコール健康障害への早期介入の取組を推進するため、健康診断や保健指導においてアルコール健康障害を早期発見するために必要となる知識やアルコール健康障害に早期に介入するための手法（ブリーフインターベンション等）の普及を図る。また、飲酒に係る生活習慣病の発症・重症化予防のための取組を推進する。</p> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部、健康局＞】</p>	<p><b>3. 健康診断及び保健指導</b></p> <p>(現状等)</p> <p>アルコール健康障害を予防するための早期介入の取組が重要であると指摘されている。また、ブリーフインターベンションは、危険な飲酒や有害な飲酒への有効性が国際的に示されている介入手法であるが、国内における知見の蓄積は不十分とされている。</p> <p>(目標)</p> <p>地域及び職域におけるアルコール健康障害予防のための体制の整備を目標として、以下の施策を実施する。</p> <p>(2) 地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進</p>

1

<p>○地方公共団体等におけるアルコール健康障害への早期介入の取組を促進するため、アルコール健康問題に関するアウトリーチ支援など、先進的な取組を行っている地方公共団体等の事例等を盛り込んだガイドライン（マニュアル）の作成・周知を行う。</p> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <p>○「標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度版】（平成 30 年 4 月）」に基づくアルコール使用障害スクリーニングの実施、専門医療機関への受診の推奨について、引き続きその周知を図る。</p> <p>【厚生労働省＜健康局＞】</p> <p>○アルコール依存症をはじめアルコール健康障害が疑われる者に対して、減酒や断酒に向けた支援を行うため、精神保健福祉センターや保健所、専門医療機関、自助グループ等の連携づくりを進める。</p> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <p>○保健所におけるアルコール依存症に関する支援プログラムの実施に向けた支援を行う。 ※基本的施策 6 相談支援へ移動</p> <p>○地方公共団体等において、子育て支援（妊産婦）や高齢者施策と連携し、女性及び高齢者に係るアルコール問題の観点から、アルコール健康障害に関する普及啓発や周知を推進する。</p> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部、健康局、子ども家庭局、老健局＞】</p> <p>○地方公共団体等において、アルコール健康障害対策担当者に対し、アルコール健康障害の基礎知識や最新の動向・調査研究の成果等を提供し、健康の保持・増進のために必要な保健事業を行うための講習会を実施する。</p>	<p>○「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】（平成 25 年 4 月）」においては、アルコール使用障害スクリーニングの結果、アルコール依存症が疑われる者には専門医療機関への受診につなげることが推奨されているため、その周知を図る。</p> <p>【厚生労働省＜健康局＞】</p> <p>○アルコール依存症が疑われる者に対しては、精神保健福祉センターや保健所から適切な医療機関を紹介するほか、必要に応じて自助グループ等を紹介するなど断酒に向けた支援を行う。</p> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <p>○地方公共団体等において、アルコール健康障害対策担当者へ、アルコール健康障害の基礎知識や最新の動向等、健康の保持・増進のために必要な保健事業を行うための講習会を実施する。</p>
--	---

2

<p>る。</p> <p>【厚生労働省&lt;健康局&gt;】</p> <p>(2) 職域における対応の促進</p> <p>○医療機関と産業保健スタッフの連携強化を図る。また、アルコール健康問題に関する産業保健スタッフ等への研修や人事労務担当者等を対象とした事業者向けセミナーの充実を図る。</p> <p>【厚生労働省&lt;労働基準局&gt;】</p> <p>(3) アルコール健康障害に関する調査研究</p> <p>○飲酒がアルコール健康障害に及ぼす影響やアルコール健康被害を予防するための早期介入手法及び不適切量の飲酒の実態把握等に関して、更なる調査研究を行う。</p> <p>【厚生労働省&lt;障害保健福祉部、健康局&gt;】</p>	<p>【厚生労働省&lt;健康局&gt;】</p> <p>○アルコール健康障害への早期介入の取組として、地域モデルの確立に向けた調査研究や人材育成を行う。</p> <p>【厚生労働省&lt;障害保健福祉部&gt;】</p> <p>(3) 職域における対応の促進</p> <p>○医療機関と産業保健スタッフの連携強化を図る。アルコール健康問題に関する産業保健スタッフへの研修の充実を図る。</p> <p>【厚生労働省&lt;労働基準局&gt;】</p> <p>(1) アルコール健康障害に関する調査研究</p> <p>○飲酒がアルコール健康障害に及ぼす影響の分析研究を行う。</p> <p>【厚生労働省&lt;健康局&gt;】</p> <p>○アルコール健康障害を予防するための早期介入の手法（危険な飲酒や有害な飲酒への有効性が国際的に示されている介入手法であるブリーフインターベンションの効果検証を含む。）について、また、保健指導におけるアルコール使用障害スクリーニングとその評価結果に基づくブリーフインターベンションがどの程度行われているのか、調査研究を行う。</p> <p>【厚生労働省&lt;障害保健福祉部、健康局&gt;】</p>
--	---

<p>4. アルコール健康障害に係る医療の充実等</p> <p>(現状等)</p> <p>アルコール健康障害に対する医療の充実は、様々な地域社会問題への対応の観点からも重要である。アルコール依存症の診療が可能な医療機関については、全都道府県に1カ所以上の専門医療機関が整備されたものの、医療が必要な方が適切な専門医療につながっていない現状がある。引き続き、専門医療機関の整備、医療従事者への研修などの人材育成を推進し、必要な医療を受けられる体制を整備することが重要である。</p> <p>依存症への対応は、早期発見から治療、回復までの一連の取組が重要であり、相談機関、かかりつけ医、一般精神科、総合病院、専門医療機関、自助グループなどの関係機関の連携を促進するべきである。</p> <p>アルコールに関連する問題は依存症以外でも肝疾患やうつ病など様々な疾病リスクに関連しており、プライマリケアや一般精神科においてアルコール問題に着目した積極的な介入を推進すべきである。</p> <p>さらに、医療の質の向上のため、アルコール健康障害の医療に関する研究も必要である。</p> <p>(目標)</p> <p>アルコール依存症をはじめとするアルコール健康障害の当事者が、その居住する地域に関わらず、質の高い医療を受けられるよう、かかりつけ医や一般精神科医等の地域の医療機関を含む医療関係機関の機能を明確化し、地域において必要な医療機関の整備、医療連携が推進できる基盤の構築を目標として、以下の施策を実施する。</p> <p>(1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上</p> <p>○アルコール健康障害の早期発見、早期介入のための一般的医療従事者（内科、救急等）に対する研修プログラムや治療ガイドライン（減酒指導から断酒に向けた治療の進め方を含む）を開発し、人材育成に努める。また、依存症専門医療機関の従事者向け研修プログラムの普及等を図る。</p>	<p>4. アルコール健康障害に係る医療の充実等</p> <p>(現状等)</p> <p>アルコール依存症の診療が可能な医療機関としては、一部に専門医療機関はあるものの、全国的に見れば不足している状況にある。相談・治療に当たる医療機関を整備し、関係機関との連携を行うためにも、まずは、アルコール依存症の治療が可能な人材を育成し、専門医療機間に求められる機能を明確化した上で、地域における依存症治療の拠点となる専門医療機関を整備していくとともに、必要な医療を受けられるための連携体制を整備することが重要である。</p> <p>こうした、アルコール依存症の診療を行っている医療機関が少ないという状況の一因に、アルコール依存症に対する医療関係者の理解が十分ではないということが考えられる。そのため、医療を提供する側に向けてアルコール依存症についての十分な知識を伝える取組が必要である。</p> <p>さらに、医療の質の向上のため、アルコール健康障害の医療に関する研究も必要である。</p> <p>(目標)</p> <p>アルコール依存症の当事者が、その居住する地域に関わらず、質の高い医療を受けられるよう、専門医療機関の機能を明確化し、地域において必要な専門医療機関の整備、医療連携が推進できる基盤の構築を目標として、以下の施策を実施する。</p> <p>(1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上</p> <p>○早期発見、早期介入のための専門的な医療従事者向け研修プログラムを開発し、人材育成に努める。</p> <p>【厚生労働省&lt;障害保健福祉部&gt;】</p>
--	--

<p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結び付けるため、早期介入の手法を含むアルコール依存症等の研修を、内科、救急等の一般医療、一般精神科医療及び専門医療の医療従事者に対して行うなど、医療関係者の技術の向上に取り組む。</li> </ul> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アルコール健康障害に係る治療やリハビリテーションに関わる医療従事者の人材育成を図る。</li> </ul> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○臨床研修において経験が求められる疾患・病態の中にアルコール依存症が含まれており、当該研修を推進していく中でアルコール依存症への診療能力を持った医師の育成を図る。</li> </ul> <p>【厚生労働省＜医政局＞】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○うつ病や双極性障害、認知症等のアルコール依存症が多く併存する疾患を診療する一般精神科医に対して、アルコール健康障害・アルコール依存症に関する早期介入方法についての研修プログラムや治療ガイドラインの開発・普及を図る。</li> </ul> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アルコール依存症に対応できる専門医療機関の質的・量的拡充に向けて取組を進める。</li> </ul> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各都道府県におけるアルコール健康障害に係る治療、普及啓発及び人材育成の中心となる拠点医療機関の整備を促進する。</li> </ul>	<p>○アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結び付けるため、早期介入の手法を含むアルコール依存症等の研修を、内科、救急等の一般医療及び専門医療の医療従事者に対して行うなど、医療関係者の技術の向上に取り組む。</p> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アルコール健康障害の医療に関する研究を推進するとともに、治療やリハビリテーションに関わる医療従事者の人材育成を図る。</li> </ul> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○臨床研修において経験が求められる疾患・病態の中にアルコール依存症が含まれており、当該研修を推進していく中でアルコール依存症への診療能力を持った医師の育成を図る。</li> </ul> <p>【厚生労働省＜医政局＞】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関を整備する。</li> </ul> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アルコール健康障害の医療に関する研究、治療及び人材育成の全国的な中心となる拠点医療機関を定める。</li> </ul> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部（医政局）＞】</p>
--	---

<p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○内科、産婦人科をはじめとする広く医療従事者に対し、依存症、生活習慣病、女性の飲酒の影響等のをはじめとするアルコール健康障害に関する知識、家族への支援や自助グループ等との連携の重要性について周知を図る。特に、女性へのアルコールへの影響について産婦人科等への周知を図る。</li> </ul> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部（健康局、子ども家庭局）＞】</p> <p>(2) 医療連携の推進（内科、救急等の一般医療と専門医療の連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○内科・救急等の一般医療、総合病院、専門医療機関、相談拠点、自助グループ等の関係機関の連携体制（SBIRTS※）の構築を推進する。 ※Screening, Brief Intervention, Referral to Treatment and Self-help groups</li> </ul> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アルコール健康障害に対応するための関係機関の連携に関するモデル事業に取り組むとともに、かかりつけ医、内科、一般精神科、総合病院、救急病院等との円滑な連携、医療分野のアウトリーチ支援等の実施の参考となるガイドラインを作成・周知する。</li> </ul> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療と福祉、警察、司法、職域等との連携モデルの収集、連携ガイドラインの作成・周知を図る。</li> </ul> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p>	<p>(2) 医療連携の推進（内科、救急等の一般医療と専門医療の連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○依存症治療拠点機関設置運営事業における依存症治療拠点機関を中心とした、一般医療との連携モデル創設に取り組む。</li> </ul> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <p>○連携モデルを踏まえ、依存症の専門医療機関の実態把握及び求められる機能についての調査研究を行い、集積した知見を基に、地域において必要な専門医療機関を充実させる。</p> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <p>○地域において、専門医療機関を中心として、アルコール健康障害を有している者が受診していることが多いと考えられる一般医療機関やアルコール依存症の治療を実施していない精神科医療機関、民間団体等の関係機関との連携を強化する。</p> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p>
--	--

	<p>○アルコール健康障害の医療に関する研究を推進するとともに、治療やリハビリテーションに関わる医療従事者的人材育成を図る。 【厚生労働省&lt;障害保健福祉部&gt;】</p>
(3) 医療の充実に資する研究の推進	
○地域における医療連携に資する調査研究やアルコール健康障害の医療に関する研究を進める。 【厚生労働省<障害保健福祉部>】	
○アルコール健康障害・依存症に対する認知行動療法的手法を用いた治療法の研究開発を行い、治療マニュアルを策定する。 【厚生労働省<障害保健福祉部>】	

アルコール健康障害対策推進基本計画の改正（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p><b>6. 相談支援等</b></p> <p>(現状等)</p> <p>アルコール関連問題に関する相談業務について、全都道府県において相談拠点を明確化し、相談窓口の周知、関係機関との連携、相談から医療や回復支援へつなげる体制の構築を図っているところであるが、依然として本人や家族が相談窓口にたどりつかず、必要な支援につながらないケースも少なくないことが指摘されている。</p> <p>このため、相談拠点の一層の周知や、関係機関との連携強化を図るとともに、相談支援にアクセスしやすい環境整備を進めることが求められる。</p> <p>(目標)</p> <p>地域において、相談、治療、回復支援に関する機関、アルコール関連問題に関する関係機関の連携の促進等により、アルコール関連問題を有している者とその家族が適切な相談支援を確実に受けられる体制を強化することを目標として以下の施策を実施する。</p> <p>○都道府県等において、相談拠点を広く周知するとともに、地域における医療機関・行政・自助グループ、アルコール関連問題に関する関係機関や職域等における相互の情報共有や協力体制を築くことで適切な相談や治療、回復支援にまでつなげる連携体制を構築する。</p>	<p><b>6. 相談支援等</b></p> <p>(現状等)</p> <p>アルコール関連問題に関する相談業務は、精神保健福祉センターや保健所等で行われているが、地域においてどこに相談に行けば良いか分からず、また相談窓口によっては治療や回復支援を行う医療機関、自助グループ、回復施設等の情報を把握していなかったこと等により、必要な支援につながらなかったケースも指摘されている。</p> <p>このため、地域において、相談から治療、回復に至るまで、切れ目なく支援を受けられる体制を構築することが求められている。</p> <p>(目標)</p> <p>相談から治療、回復支援に関する機関の情報共有と連携の促進を図ることにより、地域において、アルコール健康障害を有している者とその家族が適切な支援を受けられる体制を構築することを目標として以下の施策を実施する。</p> <p>○都道府県等において、アルコール関連問題の相談支援を行うに当たっては、地域の実情に応じ、精神保健福祉センターや保健所等を中心として、アルコール健康障害を有している者及びその家族が分かりやすく気軽に相談できる相談の拠点を明確化し、地域で相談できる窓口についても広く周</p>

1

<p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <p>○各地域の依存症治療拠点機関、精神保健福祉センター等において、保健所及びアルコール関連問題に関する関係機関に対し、従事者の研修、実地指導、啓発等を行うことにより、相談支援を行う者の人材育成、関係機関の連携体制の強化を図る。</p> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <p>○精神保健福祉センター及び保健所は、依存症当事者や家族を対象とした支援プログラムを積極的に実施、周知するとともに、自助グループや家族会の立ち上げ支援を行う。</p> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <p>○都道府県等においては、保健所による中小企業への普及啓発や出前講座、保健所主催のミーティングの開催等の取組を促進するなど、様々な場面における相談支援を充実させる。</p> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <p>○国において、地域での相談支援の充実に資する事例の収集・展開、調査研究に取り組む。</p> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p>	<p>知を行う。その上で、地域における医療機関・行政・自助グループ等の関係機関の役割を整理し、各機関が相互に情報共有や協力体制を築くことで適切な相談や治療、回復支援にまでつなげる連携体制を構築する。</p> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <p>○精神保健福祉センターにおいて、保健所及び関係機関に対し、従事者の研修、実地指導を行うことにより、相談支援を行う者の人材育成を図る</p> <p>【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p>
--	--

2

<p><b>7. 社会復帰の支援</b></p> <p>(現状等)</p> <p>アルコール依存症の当事者の就労・復職に際しては、通院や自助グループへの参加等において、職場における周囲の理解と支援が必要とされるが、職場を含む社会全体において、アルコール依存症に関する理解が不足しているため、各種の支援制度の利用につながりにくいことが考えられる。</p> <p>(目標)</p> <p>引き続きアルコール依存症者に対する理解を進め、就労や復職における必要な支援を充実させるとともに、地域における自助グループや回復施設と職域の情報共有や必要な連携を行うことで円滑な社会復帰を促進することを目標として以下の施策を実施する。</p>	<p><b>7. 社会復帰の支援</b></p> <p>(現状等)</p> <p>アルコール依存症の当事者の就労・復職に際しては、通院や自助グループへの参加等において、職場における周囲の理解と支援が必要とされるが、職場を含む社会全体において、アルコール依存症に関する理解が不足しているため、各種の支援制度の利用につながりにくいことが考えられる。</p> <p>(目標)</p> <p>アルコール依存症が回復する病気であること等のアルコール依存症者に対する理解を進め、就労や復職における必要な支援を行うこととともに、地域における自助グループや回復施設と情報共有や必要な連携を行うことで円滑な社会復帰を促進することを目標として以下の施策を実施する。</p>
<p>(1) 就労及び復職の支援</p> <p>○アルコール依存症の当事者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、アルコール依存症が回復する病気であること等を、<u>職域を含めた社会全体</u>に啓発し、アルコール依存症に対する理解を促す。 【厚生労働省&lt;障害保健福祉部&gt;】</p> <p>○アルコール依存症の当事者の休職からの復職・継続就労について、偏見なく行われるよう他の疾患同様に職場における理解や支援を促す。 【厚生労働省&lt;労働基準局、職業安定局&gt;】</p>	<p>(1) 就労及び復職の支援</p> <p>○アルコール依存症の当事者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、アルコール依存症が回復する病気であること等を、社会全体に啓発し、アルコール依存症に対する理解を促す。 【厚生労働省&lt;障害保健福祉部&gt;】</p> <p>○アルコール依存症の当事者の休職からの復職・継続就労について、偏見なく行われるよう他の疾患同様に職場における理解や支援を促す。 【厚生労働省&lt;労働基準局、職業安定局&gt;】</p>

<p>○治療ながら就労を継続するためには、職場の人事担当者、産業保健に携わる専門スタッフ等のサポートが重要であることから、職域における人材の育成・確保に向けた取組を検討する。 【厚生労働省&lt;労働基準局&gt;】</p> <p>(2) アルコール依存症からの回復支援</p> <p>○精神保健福祉センター、保健所、市町村においてアルコール依存症等の治療、回復支援に資する社会資源の情報を共有し、相談者が適切な支援につながるよう自助グループ及び回復施設を活用する。また、アルコール依存症者の回復支援に当たっては、<u>その家族へ支援や女性及び高齢者特有の問題</u>に配慮した対応が必要であることを周知する。 【厚生労働省&lt;障害保健福祉部&gt;】</p> <p>○国は、家族や女性、高齢者の観点からの回復支援など先進的な回復支援事例等の収集・周知を行う。 【厚生労働省&lt;障害保健福祉部&gt;】</p>	<p>(2) アルコール依存症からの回復支援</p> <p>○精神保健福祉センター、保健所、市町村においてアルコール依存症等の治療、回復支援に資する社会資源の情報を共有し、相談者が適切な支援につながるよう自助グループ及び回復施設を活用する。また、アルコール依存症者の回復支援に当たっては、女性や高齢者の問題に配慮した対応が必要であることを周知する。 【厚生労働省&lt;障害保健福祉部&gt;】</p>
---	---

<p><b>8. 民間団体の活動に対する支援</b></p> <p>(現状等)</p> <p>アルコール依存症の回復においては、自助グループが重要な役割を果たしているが、高齢化や問題の複雑化等を背景に、参加者の確保、活動の活性化、周知、アクセスの改善が課題となっている。行政機関や専門医療機関との連携や交流は近年進んでいるものの、こうした自助グループや民間団体と連携し、その機能を活用するとともに、必要な支援を行っていくことが求められる。</p> <p>(目標)</p> <p>国、地方公共団体において、自助グループや民間団体との連携の推進、自助グループの活性化支援、幅広い周知を目標として、以下の施策を実施する。</p> <p>○精神保健福祉センター・保健所・市町村において、自助グループの活動に対する必要な支援や自助グループの立ち上げの支援を推進する。 【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <p>○国や地方自治体においては、アクセス改善や感染症対策等の観点から、オンラインによるミーティング活動の支援を行う。 【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p>	<p><b>8. 民間団体の活動に対する支援</b></p> <p>(現状等)</p> <p>アルコール依存症の回復においては、自助グループが重要な役割を果たしているが、行政機関や専門医療機関との連携や交流が近年減少しているとの指摘がある。また、啓発や相談等の分野で、自発的に活動を行っている各種の民間団体もあり、こうした自助グループや民間団体と連携し、その機能を活用するとともに、必要な支援を行っていくことも求められる。</p> <p>(目標)</p> <p>国、地方公共団体において、自助グループや民間団体との連携を推進することを目標として、以下の施策を実施する。</p> <p>○精神保健福祉センター・保健所・市町村において、自助グループの活動に対する必要な支援を推進する。 【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p>
--	---

<p>○精神保健福祉センター、保健所等の行政機関が、自助グループを地域の社会資源として活用し、関係機関の連携の中で、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たす機会や場所を積極的に提供していく。 【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <p>○自助グループを利用した回復者の体験談や、回復事例を紹介すること等により、回復支援における自助グループの役割や意義を広く啓発し、社会全体での自助グループに関する認知度を高める。 【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <p>○アルコール関連問題に関する啓発等を推進するに当たって、より効果的な取組を推進するため、自助グループや民間団体との連携を進める。 【厚生労働省＜障害保健福祉部＞ 関係省庁】</p> <p>○国は、依存症者の支援等を行う自助グループ、民間団体等の活動の推進や理解の促進に資するよう、その実施状況や課題、効果等についての調査研究を行う。 【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p>	<p>○精神保健福祉センター、保健所等の行政機関が、自助グループを地域の社会資源として活用し、関係機関の連携の中で、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たす機会や場所を提供していく。 【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <p>○自助グループを利用した回復者の体験談や、回復事例を紹介すること等により、回復支援における自助グループの役割等を啓発する。 【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p> <p>○アルコール関連問題に関する啓発等を推進するに当たって、より効果的な取組を推進するため、民間団体との連携を進める。 【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】</p>
--	--